

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案等に関する意見募集の結果について

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>刑法第 159 条第 1 項では、有印私文書偽造について、3 月以上 5 年以下の懲役と規定されている一方で、ただの（押印がない）私文書偽造については、同条第 3 項で、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金と規定されている。印章とは、それほど重要なものであることが分かっているのか、ご担当者の所見を伺いたい。</p> <p>そもそも、デジタルガバメントを実現するためであれば、押印の廃止でなく、押印の代わりとして公的個人認証制度に基づく電子証明書を求めれば済むはずである。なぜ、押印するという方法に加え、電子証明書を添付させる方法を追加するという方法にしないのか、ご担当者の所見を伺いたい。</p> <p>オプトアウトや認定個人情報保護団体に関する届出は、押印を求めるべきほど重要な届出であると考えているが、ご担当者の所見を伺いたい。</p> <p>作成権限がある者が押印（それに代わる電子証明書を添付）しないなら、無権限者が勝手に書類を作成することもできるが、それにより国民の個人情報が定められたルールの範囲より余分に流通したら、誰が責任を取るのか、担当者の所見を伺いたい。</p> <p>なお、委任状の押印を廃止するなど、より権限の所在を不明にさせるおそれがあると思うが、ご担当者の所見を伺いたい。</p> <p>デジタルガバメントを奨めるのは勝手だが、これまで押印を求めていた背景を考えるべきである。以上のとおり押印と選択的に、公的個人認証制度による作成者を証明する電子証明書の添付を認めれば良いだけなので、本件には反対する。</p> <p>【個人】</p>	<p>御意見ありがとうございます。今回の改正は本年 7 月 17 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において示されている「原則とし書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」との方針も踏まえて行うものです。</p> <p>「記名押印又は署名」の廃止後も、本人確認や真正性の確保を的確に行うとともに、虚偽の届出等については、法令に基づき適切に対応していきます。</p>
2	<p>本案は、行政手続きの合理化に沿うもので賛同する（補足意見あり）</p> <p>1. わが国は、昔から行政手続きに限らず全ての文書について作成者が押印する制度が存在してきたものである。署名又は記名に加え押印（実印または認め印）をすることによって文書作成が慎重になりその真正が維持されるという機能は重要である。</p> <p>2. デジタル化といった情報通信技術等の進展等により文書の真正を確保する方法も簡略化してきている。例えば、行政文書の届書や申請等は署名又は記名だけで押印は不要とする傾向が多くなっている。大阪府堺市は、市民の負担軽減等のため行政手続きの見直しを行い、各種申請書、届出書類の押印を不要とする（ハンコレス）ことにし本年 1 月 1 日から施行するとしている。また、今後国の動向をみてハンコレス化を進めることとしている。</p> <p>3. 書類の種類等によって押印の要否を決めることも考えられるが、混乱を生じかねないので、原則として押印を不要とし、例外として記名押印又は自署を必要とする書類があることとする。</p> <p>身分や財産等重大な権利、義務の変動に関わる届出、申請書類については、自署又は記名押印制度は維持すべ</p>	<p>御意見ありがとうございます。本案について賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、今回の改正は本年 7 月 17 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において示されている「原則とし書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」との方針も踏まえて行うものです。</p> <p>「記名押印又は署名」の廃止後も、本人確認や真正性の確保を的確に行うとともに、虚偽の届出等については、法令に基づき適切に対応していきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>きものとする。例えば、婚姻、離婚届等や不動産登記関係の分野である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>文書のデジタル化と押印の廃止によって、行政事務の効率、簡便、負担軽減は是とするものであるが、効率等を犠牲にしても文書の真正、重要性、慎重さが必要であるものについて、残す価値のあるものは残すという見地から自署及び記名押印の制度は残しておくべきと考える。自署の場合は押印を要しないのを原則とし、押印は任意とし作成者の選択に任せることとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>【個人】</p>	
3	<p>押印省略に異論ありませんが、ハンコ業界が心配です。</p> <p>【個人】</p>	<p>御意見ありがとうございます。本案に賛同の意見として承ります。</p>
4	<p>>全体的に書類における「押印又は署名」の廃止について、反対である。</p> <p>というのも、例えば刑法において、「印章（押印を行うとこれが生じる）又は署名」（刑法における記述としては「印章若しくは署名」が多いが同じ意味である。）がある書類については、文書偽造の罪（17章）及び印章偽造の罪（17章）においてその偽造等についてより罰則が厳しくなる定めになっており、当然、その分、保護が強く行われるという事になっているからである（罰について厳しいという事は、その分、犯罪行為を行うハードルが高い、という事になるのだ）。</p> <p>押印ではなく署名であれば、外国人や、あるいは印鑑を持たないものでも、一般的に民事・刑事において、国際的に認められるような形での確かな意思表示の行為のための署名を行う事が可能であるが、これに我が国で一般的に用いられている押印（印章を生じさせるものである）の手続きを加えた書類への「押印又は署名」は、不適切な書類作成を防ぐための確かな効果を有するものであり（なお、当然、法的な保護以外に、それを行うための物理的・技術的なハードルというのも存在する。真正なる本人のものと似せた押印又は署名を用意する事には、それなりの手間・技術が必要となる（なお、この用意があると、そこで更なる犯罪行為についての判定や、トレーサビリティの発生がある。これは二次的にかなり高い犯罪抑止効果を有する。）。）、これを省く事は一般に非常に望ましくないと判断されるものであるが（行政改革云々で、押印又は署名の廃止を行う、と政府内閣は閣議で決めたようであるが、とんでもない事である。刑法における押印又は署名の価値についての検討をまともに行っていない、そしてその説明についてちゃんとしていない、甚だ公正性の保護のための措置の必要性についての意識が欠けた、不適切な判断であると言わざるを得ない。）、個人情報保護委員会においては、押印又は署名については、公正性の維持のため、また個人保護のために、その廃止を行わないでいただきたい。</p> <p>国民としては、実のところ、押印又は署名があるからこそ…単に記名と書類提出を行う事で手続きを行えるようになっていないからこそ…自らの行う行為について、他人に勝手に行われずに済む（その様な行為を行うハードルが高い状況となっている）という事について、思えば相当に恩恵を受けている事が、日々実感出来るの</p>	<p>御意見ありがとうございます。今回の改正は本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において示されている「原則とし書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」との方針も踏まえて行うものです。</p> <p>「記名押印又は署名」の廃止後も、本人確認や真正性の確保を的確に行うとともに、虚偽の届出等については、法令に基づき適切に対応していきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>であるが（押印又は署名は、各種の詐称を少なくするという事により、確実にこれまでの日本をより公正・安全なものにしていたと実感出来るのである（そしてそれは確かな事であると理性・合理により判断されるのである。）。怪しげな人間や恨み・憎しみを持っている人間、あるいは欲が強い人間が行う行為を制止出来るというありがたさは、かなり、尊いまでの効果があると見る。）、国においては、各種の手続きにおいて、一定の基準を満たした電子署名等の利用等の代替の措置が無いのであれば、押印又は署名の求めについて、依然として求めるようにしていただきたい。多くの申請・届出等においては、押印又は署名は必要なものであると国民として主張する。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>【個人】</p>	

（注）このほか、本意見募集の対象外である御意見が1件ありました。御意見ありがとうございました。